



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

- 種畜証明書の書換交付の通報（畜産課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 1
- 歳入の徴収の事務の委託・2件（都市・整備モノレール課） 2
- 都市計画事業の認可（都市・整備モノレール課） 2
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 2

公 告

- 知事の職務代理者（秘書課） 3
- クリーニング師試験の実施（業務衛生課） 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・4件（都市計画課） 3
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・5件（都市計画課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部警務部情報管理課） 5

告 示

沖縄県告示第585号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があった。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

証 明 書 番 号	申 請 の 事 由	変 更 後	変 更 前
平15沖縄県 3 第13号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	沖縄県八重山郡与那国町字与那国4068-1 有限会社 桃原牧場	沖縄県石垣市宇大川988 後上里 正夫
平15福岡県 1 第14号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	沖縄県八重山郡与那国町字与那国1037-1 鳩間 明美	福岡県小郡市光行540 池田 元幸

沖縄県告示第586号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成12年沖縄県告示第614号で同意の認定をした久米島加入区についての普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県告示第587号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 委託した徴収事務 首里城公園を除く県営都市公園の施設に係る使用料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人沖縄県公園・スポーツ振興協会
 - (2) 所在地 沖縄市字比屋根672番地
- 3 委託期間 平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで

沖縄県告示第588号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 委託した徴収事務 県営首里城公園の施設使用料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
 - (2) 所在地 本部町字石川424番地
- 3 委託期間 平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで

沖縄県告示第589号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 南2号新川公園
- 3 事業施行期間 平成16年 8 月10日から平成20年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 南風原町字新川地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第590号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 認定を受けた者の所在地及び名称 糸満市摩文仁1018番地 糸満観光農園株式会社 代表取締役社長 山城勉
- 2 公告対象区域 糸満市字摩文仁1018番ほか34筆
- 3 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。）
- 4 認定年月日及び指令番号 平成16年 7 月29日 沖縄県指令土第1062号

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成16年 8 月11日から同月21日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 1 項の規定により、沖縄県副知事牧野浩隆が代理する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 7 条第 1 項の規定により、平成16年度のクリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 筆記試験

- (1) 日時 平成16年 9 月19日（日）午前 9 時20分から午前11時30分まで
- (2) 場所 沖縄県中央保健所会議室（那覇市与儀 1 丁目 3 番21号）

2 実技試験

- (1) 日時 平成16年 9 月19日（日）午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 那覇クリーニング事業協同組合議名工場（那覇市字議名1181番地）

3 受験手続

受験願書を平成16年 8 月23日（月）から同月30日（月）までに、県内居住者にあつては住所地を管轄する福祉保健所（中央保健所を含む。）に、県外居住者にあつては沖縄県福祉保健部業務衛生課（那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号）に、それぞれ提出すること。ただし、土曜日及び日曜日は受付しない。

4 その他

詳細については、沖縄県福祉保健部業務衛生課（電話番号098-866-2215）又は最寄りの福祉保健所（中央保健所を含む。）生活環境課に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 用途地域（那覇ふ頭地区及び奥武山公園地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 用途地域（牧港地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 用途地域（伊佐・普天間地区及び野嵩四丁目地区）

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、糸満市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 都市計画の名称 用途地域（潮平西原地区）

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、東風平町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 都市計画の名称 用途地域（東風平地区）

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、与那原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 都市計画の名称 用途地域（東浜地区）

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、与那原町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 都市計画の名称 東浜地区地区計画

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、与那原町から送付のあった那覇広域都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 都市計画の名称 準防火地域（東浜地区）

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 都市計画の名称 用途地域（MTP西原1地区、MTP西原2地区及び小那覇地区）

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画課

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成16年 8月10日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県警察で使用する汎用電子計算機及びプログラムプロダクト並びに業務サーバ等（以下「汎用電子計算機等」という。）の借入れ
- (2) 借り入れる汎用電子計算機等の名称及び数量 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。

2 入札参加資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 営業年数が平成16年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 法人にあっては、資本金が500万円以上であること。
- (3) 従業員が5名以上であること。
- (4) 沖縄県警察が必要とする電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関して直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (5) 汎用電子計算機等の保守対応業務提携書を提出し、汎用電子計算機等についての保守業務を業務提携し対応できることを証明した者

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は簡易書留郵便により(2)に掲げる提出場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあっては、登記簿謄本

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

エ 財務諸表（直近の決算報告書）

オ 県税に関し未納がないことの証明書

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関して、直近2事業年度以上の営業実績を証する書類

キ 保守対応業務提携書

- (2) 申請書等の入手場所及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2462）

- (3) 申請書の受付期間 この公告の日から平成16年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語等 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 資格審査結果の通知 資格審査結果は、郵便により通知する。

6 資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更 入札参加者の資格を有するものは、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金
- (6) 電話番号

8 資格の取消し等

(1) 入札参加の資格を有する者が、3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 資格取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札説明会の日時及び場所 平成16年8月25日(水)午後2時 沖縄県警察本部庁舎5階 0A研修室

10 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-862-0110(内線2462)

11 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法 入札書は、(4)の場所に直接持参し、又は(5)の場所に郵送すること。郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。なお、電報及び電送による入札は認めない。

(2) 入札書の提出期限 平成16年9月24日(金)午前11時

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限 平成16年9月22日(水)午後6時

(4) 開札の日時及び場所 平成16年9月24日(金)午前11時 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室

(5) 契約条項を示す場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-862-0110(内線2242)

12 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を入札日までに5の(5)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国、沖縄県又は沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

13 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

14 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

15 最低制限価格 設定しない。

16 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) その他 詳細は、入札説明書による。

17 Summary

(1) Bids to be tendered

Lease of a general-purpose electronic computer, program product used at the Okinawa Prefectural

Police, and operating server.

(2) Delivery period and place

Will be specified on our explanatory pamphlet

(3) Pre-bid meeting

Date and time: August 25, 2004 (Wednesday) 2:00 pm

Place: Okinawa Prefectural Police Headquarters Building 5th OA Room

(4) Bid due date and time

September 24, 2004 (Friday) 11:00 am

(Bid sent by postal service must arrive by September 22, 2004 (Wednesday) 6:00 pm.)

(5) Bid opening

Date and time: September 24, 2004 (Friday) 11:00 am

Place: Okinawa Prefectural Police Headquarters Building 4th floor Bidding Room

(6) Division in charge

Information Management Division

Okinawa Prefectural Police Headquarters

1-2-2 Izumizaki, Naha, Okinawa, 900-0021 Japan

Phone: 098-862-0110 (ext. 2462)

発行所	印刷所
沖縄県総務部	有限会社 松本印刷
総務私学課	〒900-0036 那覇市西1丁目3番2号
電話 098-866-2074	販売所
	株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503
	那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料
	1部1箇月1,800円